

平成31年度

事業計画

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

平成31年度 安城市社会福祉協議会事業計画

第1 基本方針

安城市社会福祉協議会は、「住民一人ひとりが主役の福祉のまちづくり」を基本理念に、また、健幸都市の実現に向けて誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指し、計画的に地域福祉を推進しています。

西日本豪雨災害を始め各地で発生しました幾多の災害は、物理的被害に留まらず、精神的にも多大な影響を及ぼしましたが、その反面、ボランティア活動などの様々な復興支援により人々のきずなをより強くしました。本会においても地域福祉の推進役として地域住民、ボランティア関係団体、行政とともに地域社会のつながりを一層強化し、平成30年度に策定した第4次地域福祉計画及び発展強化計画を基に助け合い支え合う地域共生社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進においては、各地区社会福祉協議会を通じて各町内福祉委員会が実施する地域見守り活動の支援を継続するとともに、生活支援コーディネーターとして生活の維持に必要な資源の開発に努めます。

総合福祉センターを始めとした各福祉センターの管理運営につきましては、引き続き指定管理者として、福祉活動を行う人や団体に活動場所の提供を行うほか、福祉に関する情報の提供や当事者支援、地域活動を行うボランティアなどの人材育成を進めます。さらに、高齢者や障がいのある人に限らず生活や福祉などの困りごとを有する市民の相談窓口として、様々な機関と連携し、相談から支援に至るまで一貫した対応ができるように努めます。また、各福祉センターにおけるサロンや講座を利用者のニーズを基に充実させます。

そして、高齢者に限らず早期より介護予防に取り組めるよう40歳から参加できる介護予防講座を開催するほか、高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができる町内会健康体操教室の拡充と運営を引き続き支援します。

また、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力の不十分な低所得者の権利を守るため、「後見支援センター」として、法人後見を受任するとともに、成年後見制度を市民に広く周知し、相談支援体制を強化します。

防災対策については、福祉センターの指定管理者として、また、市との防災協定に基づき、福祉避難所の管理、運営を行うほか、市が行う総合防災訓練と連携を取り、福祉避難所及び災害ボランティアセンターの開設・運営の訓練を実施し、災害発生時の体制づくりに努めます。

本会は、こうした様々な事業を積極的に展開しながら、関係機関・団体のみなさまとともに、基本理念の実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。

第2 重点項目

- ・ 地域見守り活動推進事業の推進と高齢者の生活支援体制の強化
- ・ 福祉センターにおける相談支援体制の充実
- ・ 40歳から参加できる早期介護予防の推進
- ・ 後見支援センターによる相談支援体制の強化

第3 事業活動

社会福祉事業

1 法人運営事業

(1) 法人運営事業

法人として、限られた資源の中で、効率的かつ効果的な事業運営を行うとともに、経営組織の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図ります。

本会の積極的なPRを行い、一般会員・賛助会員・特別会員の拡充を進めます。また、発展強化計画を基に、人材の育成、組織の透明性、ガバナンスの強化に努めます。

(2) 基金運営事業

寄附金を積み立てて運用し、運用により得られた利息を広報紙の発行経費、新たに取組みを行っている事業の運営事業費等に充当します。

(3) 社会福祉会館事業（指定管理事業）

安城市社会福祉会館の管理・運営

2 企画・広報事業

(1) 広報紙発行事業

地域福祉の推進に向けた自助・共助の啓発に重点を置き、多くの方にとってわかりやすく親しみやすい紙面づくりに努めます。

毎月15日、年間12回発行します。また、企業広告の掲載により財源を確保することで、7月号及び新年号のカラー化を継続します。

(2) 福祉まつり事業

ふれあいを通して福祉に対する理解を深めるため、安城市福祉まつり実行委員会が行う安城市福祉まつりを支援し、市民参加による福祉のまちづくりの契機となることを目指します。

第36回安城市福祉まつりの開催予定 10月6日（日）

3 福祉推進事業

(1) 障害者福祉事業

原子爆弾の被爆者と特定疾患の医療を受けている方の福祉の増進に寄与するために見舞金を支給します。

ア 原爆被爆者見舞金の支給

イ 特定疾患見舞金の支給

(2) 福祉教育推進事業

福祉への理解を深めるため、市民へ福祉教育の機会を提供します。

ア ボランティア体験の実施

市内の福祉施設で中学生以上を対象にボランティア体験プログラムを実施します。協力施設との担当者会議を開催し、円滑な受入れ体制の整備に努め、ボランティアのフォローアップを行います。

イ 福祉学習実施校への助成

小中学校教育の中で福祉学習に取り組む場合に、助成金を交付して福祉学習の充実と継続を支援します。

ウ 福祉学習プログラムの提供

市民が福祉について学ぶための学習プログラムを提供します。

エ 講師の派遣

学習プログラムに応じた講師を派遣します。

(3) 法外援護事業

既存の法律の狭間にある低所得者等の援助や福祉団体の活動を助成することにより、福祉の増進に努めます。

ア 低所得者等援護事業

イ 福祉団体等援護事業

4 地域福祉活動推進事業

(1) 地域福祉活動推進事業

住民主体の地域福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会、町内福祉委員会や地域ボランティア等の活動を支援します。地域見守り活動推進事業については、継続して市内全域で推進します。

また、安城市版地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進するため、生活支援体制整備事業を受託実施します。

ア 小地域福祉活動の支援

(ア) 町内福祉委員会の活動支援

(イ) 地域福祉活動のリーダー養成及びボランティアの育成・支援

(ウ) 地域見守り活動推進事業の実施

イ 地域への啓発活動

(ア) 福祉講演会、住民勉強会、介護教室などの開催

(イ) 地区社会福祉協議会広報紙の発行

(ウ) 福祉センターまつりなどの開催と地域イベントへの参画

(エ) 介護者のつどいなどの開催

ウ 地域における福祉サービスの窓口

(ア) 車いす及び車いす移送車の貸出し

(イ) 高齢者用杖の給付

エ 生活支援体制整備事業の実施

(ア) 資源開発

- (イ) ネットワークの構築
- (ウ) ニーズと取組のマッチング
- オ 自主防災組織支援事業の実施
 - (ア) 避難行動と避難所開設
 - (イ) 中学生防災隊の育成
- カ 在宅高齢者の孤立防止
 - (ア) 電話訪問の実施
 - (イ) 福祉電話ボランティアの育成と支援
 - (ウ) 生活支援・見守り協力事業、安城市高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定などによる安否確認
- キ 社会生活を営むことに困難を有する子ども・若者やその家族の支援
 - (ア) 講演会の開催

(2) 心配ごと相談事業

市民のあらゆる悩みごとの解決と支援のため「よろず相談所」として、民生委員児童委員が相談に応じる「心配ごと相談」のほか、子どもの生活上の悩みに専門家が応じる「子どもの生活相談」を定期的に行います。

(3) 介護予防事業

市との委託契約に基づき、各福祉センターにおいて、高齢者を対象に健康体操、栄養教室等を実施します。また、総合福祉センターにおいては、多くの高齢者が参加できる運動、レクリエーション、脳トレ等を実施します。そして、健康増進を図るため、早期より介護予防に取り組めるよう40歳から参加できる介護予防講座を開催します。

さらに、高齢者が身近なところで介護予防に取り組めるよう、町内会健康体操教室の運営を支援します。

5 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などに対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、地域で自立した生活ができるよう支援します。

- ア 福祉サービス利用援助（相談・情報提供・利用料支払等）
- イ 日常的金銭管理サービス（預貯金通帳等の管理等）
- ウ 書類等の預かりサービス

6 共同募金配分事業

(1) 一般募金配分事業

共同募金の配分（助成）金で、民間福祉施設や地域福祉活動などを支援するため、次の事業を行います。

- ア 施設費補助事業（認可外福祉施設等）
- イ 民間保育所文化活動費等助成事業
- ウ 民間障害者施設文化活動費等助成事業
- エ 新生活応援祝品贈呈事業（安城市遺児手当受給世帯）
- オ 就学援助世帯児童生徒修学旅行費給付事業（要保護・準要保護世帯）

- カ ボランティア活動助成事業
- キ 介護者リフレッシュツアー
- ク 夏のお楽しみ会（日帰りバス旅行）
- ケ 地区社会福祉協議会活動推進助成事業
- コ サロン活動助成事業

（２）歳末たすけあい配分事業

歳末たすけあい募金の配分金を活用して次の事業を行います。

- ア 歳末激励品贈呈事業（児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者）
- イ 愛の年賀状事業（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者）
- ウ 福祉団体へクリスマスプレゼント贈呈
- エ 冬のお楽しみ会（日帰りバス旅行）

7 安城善意銀行事業

市民の方からの金銭や物品の預託をもとに生活困窮者や福祉団体等の支援として次の事業を行います。

（１）預託事業

- ア 金銭預託
- イ 物品預託
- ウ 収集活動（書き損じハガキや使用済切手、ベルマーク等）

（２）援助事業等

- ア 福祉団体助成事業
- イ 生活資金等の貸付事業
- ウ 緊急援助事業（災害時の見舞品配布、生活困窮者への食料等支援）
- エ 中根文庫の管理

8 生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に対し、生活の安定及び経済的自立の助長並びに在宅福祉の促進を図るために貸付け及び相談・援助を行います。

- ア 総合支援資金
- イ 福祉資金
- ウ 教育支援資金
- エ 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
- オ 臨時特例つなぎ資金

9 ボランティア活動振興事業

ボランティア活動の参加を促進するとともに、ボランティアの育成・支援を行います。また、被災地における災害救援や復興に寄与する活動の支援を行います。

- ア ボランティアセンターの運営
- イ ボランティア団体への活動援助
- ウ ボランティアの育成・支援

- エ 各種ボランティア養成講座の開催
- オ ボランティア活動についての調査研究・啓発
- カ ボランティア活動についての相談窓口
- キ 被災地ボランティア活動支援事業

10 ふれあいサービスセンター

市との委託契約に基づく特定相談支援事業・基幹相談支援センター事業・地域包括支援センター事業や居宅介護支援事業を統括し、総合調整を行います。

福祉の総合的な窓口として高齢者や障害者の相談・支援や一人ぐらし高齢者などの鍵の預かりなど制度の挟間となる方の支えとなる事業を行います。

11 障害相談支援事業

(1) 特定相談支援事業

市との委託契約及び障害者総合支援法に基づき、相談支援事業所の運営等を行います。

- ア 利用者に関するサービス等利用計画の作成
- イ 障害福祉サービスに関する相談・支援
- ウ 基幹相談支援センター事業の実施
- エ 成年後見人育成事業の実施
- オ 手話奉仕員養成事業の実施
- カ 手話通訳者の配置

12 ホームヘルパー事業

市との委託契約及び介護保険法・障害者総合支援法に基づきホームヘルパーを派遣して、生活（家事）援助及び身体介護等を行います。

福祉介助サービス事業では、福祉有償運送業務としての移送サービスや、病院内援助のための院内介助サービスを行います。

(1) ホームヘルパーセンター事業（介護保険）

- ア 訪問介護サービス
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業

(2) ホームヘルパーセンター事業（障害者総合支援）

- ア 居宅介護サービス
- イ 重度訪問介護サービス
- ウ 同行援護サービス
- エ 地域生活支援事業移動支援事業

(3) ホームヘルパー派遣事業

- ア 高齢者ホームヘルパー派遣事業
- イ 母子家庭等日常生活支援事業
- ウ 養育支援訪問事業

(4) 福祉介助サービス事業

- ア 移送サービス

イ 院内介助サービス

(5) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

市との委託契約に基づき、古井・桜井・依佐美の県営住宅に設置された高齢者世帯向け住宅で在宅生活を営む高齢者に対して、生活指導・相談や安否確認、一時的な家事援助や緊急時の対応などのサービスを提供し、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援を行います。

13 総合福祉センター（指定管理事業）

(1) 中央児童センター事業

児童に対して、児童厚生員による遊びの指導を通じて、創造性を高め健康を増進し情緒を豊かにするよう、センターの運営を行います。（西部・安祥児童センター事業も同様）

(2) 中央老人福祉センター事業

高齢者に対して、各種の福祉サービスを提供するとともに、高齢者等の主体的な福祉活動を推進し、健康で明るい生活を営めるよう支援します。

また、各福祉センターにおける福祉センター事業及び老人福祉センター事業においては、地域福祉の拠点施設として、福祉団体に活動場所を提供するなど、市民の福祉活動を推進します。さらに、地域のサロン活動の担い手育成や基盤づくりに努めます。

(3) 身体障害者福祉センター事業

身体障害者とその家族に対して、各種の相談に応じるとともに、講座型の身体障害者デイサービス事業として各種教養講座などを開設し、身体障害者の福祉の増進を図ります。

(4) 総合福祉センター事業

高齢者・障害者・母子・父子・児童等に対して、各種の福祉サービスを提供し、健康で明るい生活を営めるよう支援します。

また、住民の主体的な福祉活動を推進するとともに、地域福祉の拠点施設として各種事業を実施することにより、市民の福祉の向上を図ります。

14 北部福祉センター（指定管理事業）

(1) 北部福祉センター事業

(2) 北部老人デイサービス事業

介護保険制度における要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所介護のサービスを提供します。日常生活上の世話及び機能訓練などを実施することにより、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持のほか利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

15 西部福祉センター（指定管理事業）

(1) 西部児童センター事業

(2) 西部老人福祉センター事業

16 作野福祉センター（指定管理事業）

（1）作野老人福祉センター事業

17 桜井福祉センター（指定管理事業）

（1）桜井老人福祉センター事業

（2）身体障害者デイサービスセンター事業

身体障害者に対し、機能訓練・入浴サービスなどの障害者総合支援法に基づく生活介護サービス（身障デイサービス）を提供することにより、利用者の自立と社会参加の促進を図るとともに、各種の相談業務を行うことにより、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

18 中部福祉センター（指定管理事業）

（1）中部老人福祉センター事業

19 安祥福祉センター（指定管理事業）

（1）安祥児童センター事業

（2）安祥老人福祉センター事業

20 明祥福祉センター

（1）明祥老人福祉センター事業

公益事業

① 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき居宅介護支援事業所を運営します。

- ア 介護保険についての利用方法の相談
- イ 利用者の要支援・介護認定の代行申請
- ウ 利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や給付管理
- エ サービスの再評価とサービス計画の見直し

② 地域包括支援事業

市との委託契約及び介護保険法に基づき、安城北中学区を担当地区とし、高齢者やその家族に対し、介護・福祉・医療などの相談に応じるとともに、関係機関や地域と連携を図り、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう地域包括ケアシステムを推進し、総合的に支援します。

- ア 総合相談支援及び権利擁護業務
 - (ア) 高齢者福祉に関する相談受付
 - (イ) 地区の高齢者虐待、支援困難事例への対応
- イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - (ア) 地区のケアマネジャー等への助言・支援
- ウ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - (ア) 地域ケア個別会議、地域ケア地区会議等の開催
- エ 介護予防ケアマネジメント業務
- オ その他事業
 - (ア) 認知症疾患医療センターとの連携等、認知症対策に関する活動

③ 成年後見支援事業

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力の不十分な低所得者の権利を守るため、「後見支援センター」として法人後見を受任するとともに、成年後見制度を市民に広く周知します。

その他の事業

1 日本赤十字社会員募集等事業の推進

日本赤十字社の事業推進のための資金としての会員募集及び被災者救援のための義援金等の募集を行います。

2 福祉避難所の開設及び災害への対応

各福祉センターが市の福祉避難所に指定されており、指定管理者である社会福祉協議会が市との防災協定に基づき福祉避難所の管理、運営を行います。安城市が行う総合防災訓練と連携を取り、地域住民・要配慮者・ボランティア団体が参加する福祉避難所開設訓練を実施します。また、災害ボランティアセンターの運営など災害時に求められる社会福祉協議会の機能の整理と充実を図ります。